

平成 23 年 1 月 5 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

平成 23 年度税制改正大綱が決定されました

昨年 12 月 16 日に平成 23 年度税制改正大綱が決定されました。

(1) 法人税関連

① 法人税税率・・・平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より

普通法人 30% → 25.5%

中小法人 30% → 25.5% (年 800 万以下 22% → 19%)

但し平成 23 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日の間に開始事業年度は下記

中小法人 30% → 25.5% (年 800 万以下 18% → 15%)

② 欠損金の繰越控除

- ・ 中小法人等を除き、控除限度額をその事業年度の繰越控除前の所得金額の 80% に制限する。・・・平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より
- ・ 欠損金の繰越期間を現行の 7 年から 9 年に延長する。

(2) 所得税関連

① 給与所得控除・・・平成 24 年分以後の所得税より

- ・ 給与所得控除を給与収入 1500 万円で頭打ちとし、最高 245 万円とする。
- ・ 役員給与等に係る給与所得控除について、2000 万円を超える場合は 245 万円から徐々に縮小する

② 退職所得控除・・・平成 24 年分以後の所得税より

勤続 5 年以下の役員等の退職金について、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 とする措置を廃止

③ 成年扶養控除・・・平成 24 年分以後の所得税より

合計所得 400 万円を超える場合、23 歳以上 70 歳未満に係る成年扶養控除について、障害者等・65 歳以上の高齢者・学生の成年扶養を除き廃止する。

(3) 相続税・贈与税関連

① 相続税・・・平成 23 年 4 月 1 日以後の相続より

- ・ 基礎控除の切り下げ
5000 万円 + 法定相続人 × 1000 万 → 3000 万円 + 法定相続人 × 600 万円
- ・ 税率構造の見直し (最高税率) 50% → 55% (税率区分) 6 段階 → 7 段階

② 贈与税・・・平成 23 年 1 月 1 日以後の贈与について適用

相続時精算課税の「受贈者」の範囲に 20 歳以上の孫を追加

「贈与者」の年齢要件を 60 歳以上 (現行 65 歳以上) に引き下げ